

外来腫瘍化学療法診療料 2 に係る掲示

当院では以下の対応を行なっております。

- 専任の医師、看護師または薬剤師を院内に常時 1 名以上配置し、本診療料を算定している患者からの電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる体制を整備しています。
- 急変時などの緊急時に当該患者が入院できる体制を確保しています。

また、患者と患者を雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ、療養上必要な指導を行うことが可能です。